

議案第 4 8 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町を廃し、その区域をもって久喜市を設置したこと並びに加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町及び同郡大利根町を廃し、その区域をもって加須市を設置したことに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 1 4 条第 1 項及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて、議決を求める。

平成 2 2 年 6 月 2 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議したいので、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、この案を提出するものである。